

目 次

○第1号（1月16日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議案第1号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について	3
閉 会	29

平成 3 1 年第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

1 月 1 6 日 (水)

平成31年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成31年1月16日（水曜日）

議事日程 第1号

平成31年1月16日（水曜日）午後3時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	波多野 宏 美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎 一 君
5番	川 田 敏 彦 君	6番	小野関 治 義 君
7番	高 田 清 一 君	8番	清 水 健 一 君
9番	枡 井 保 夫 君	10番	小 山 久 利 君
11番	山 口 宗 一 君	12番	岸 昭 勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千 晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正 子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	会 計 課 長	浅 見 英 一 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午後3時開会・開議

○議長（南 千晴君） ただいまから平成31年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において行います。

5番川田敏彦議員、6番小野閑治義議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎日程第3 議案第1号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第1号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第1号の説明を申し上げます。

榛東村学童保育所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設でございますけれども、表記載のとおり、北部第一学童保育所、第二学童保育所、第三学童保育所、南部第一学童保育所、第二学童保育所。所在地につきましては、記載のとおりでございます。

指定管理者につきましては、本村山子田に所在いたします有限会社高崎火工湯浅花火店でございます。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とするものでございます。

議案参考資料に選定までの経過等記載ございますけれども、経過につきましては、10月22日から11月2日までが公募期間ということでございまして、応募のあった者について11月5日に選考委員会を開催し、指定管理者の候補者として決定をいたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今回の学童保育所の指定管理者の指定について質問を行います。

この議案書が出されまして、議案参考資料というのがあります。今、説明では詳しく触れなかったんですけども、再度ちょっと確認をして質問したいと思います。

この11月5日に選考委員会が開かれた。そして、そこでこれを選考して、そしてこれを村が推薦をして、きょうかけたということになります。この議題、きょうのこの議題は、12月議会の初日に、日程表にはあったんですけども、12月議会にはかけられませんでした。それは文教常任委員会、また9月議会、12月議会でいろいろ問題が指摘された上だというふうに思います。

この議案書、きょうのやつで私が質問したいのは、この間の文教、それから議会での一般質問の答弁で精査をすると。この公の施設、これに準ずる指定管理者、これを精査しますと。これが何度も出たわけですよ。この精査をした結果、きょうこれが出てきたんだというふうに思います。

これは改めてきょうの議案参考資料をちょっと見させてもらいますと、11月5日に選考して、その選考委員会の意見というのが出ているんですよ。これは平成25年度から現在まで6年間ですよ。これ指定管理者として適切な管理運営を実施してきたと。それから、関係機関（学校、幼稚園、保育園等）との連携強化や利用者（児童や保護者）からの意見集約を図り、引き続きトラブルの未然防止策を講ずると。そして、設置目的に合致した管理運営に係る基本方針を策定している点、評価してるんですよ。施設の管理運営の実績、施設の設置理念・目的等を理解している点、安心・安全面に配慮した具体的な取組計画を作成している点などを評価し、評価するんですよ。そして、申請団体が、事業計画に沿った管理運営を安定的に行う能力を有するものと認めると。こういうふうに審査したわけですよ。期限を平成31年度から平成33年度、限度額を8,103万円、これを指定管理料で出すと。これ先ほど説明なかったんですけども、こういうふうなものが出されました。

この間、先ほど言いましたけれども、精査をしたというわけですよ、しているというわけですよ。そして、その精査の内容をお聞きしたいんです。これだけ太鼓判を押しているんですよ。間違いないんだと、安定的に管理運営ができるんだと、こういうふうに言っているわけですよ。ですから、ちょっと抽象的ではなくて、具体的にどういう精査をしたのか詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 質問にお答えいたします。

既に榛東村に出されている収支報告書について、実際に誤った部分もございました。そういうことも含めて書類を改めて審査し、数字的な間違いは、確かに報告書は間違っていたかもしれませんが、内容についての間違いはなかったことを確認しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） すぐ終わっちゃったような感じなんですけれども、質問は3問までというので、次の質問にさせていただきます。

次の質問は、管理協定書を村と指定管理者が結ぶわけですよね。ここにあるのは、この前に、3年前に結んだ指定管理書ということですかね。指定管理者協定書ということですかね。平成28年4月1日に甲乙、甲は村長ですね。乙は指定管理の代表取締役ですね。ここで管理協定を結んで、これに基づいてやりますと、3年間やりますということを決めたわけです。

この協定書の中には、事業計画書と事業報告書と、これを毎年出すということが言われているんですね。この管理協定書の第5章の第19条に事業計画書、これがあります。乙は指定管理者になる人ですね。乙は毎年度、甲が指定する期日までに、翌年度の管理に関する事業計画書を作成し、甲の確認を得なければならない、こういうふうにあります。また甲、また乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。それから、同じように事業報告書もあるわけですよね。20条で、乙は事業終了後、これは毎年という意味なんですね。次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。ここに料金収入等の実績とか、管理経費等の収支状況、決算ですよね、こういうのを毎年出ささいというのがあるわけですよね。出ささいというか、出しますと、こういうふうの確認をしたわけですよね。

この間、村の担当課との問い合わせの中で、事業計画書を見せてほしいといったときに、28年度の事業計画書が出ました。榛東村学童保育所に関する事業計画書、これが平成27年に出たんですけれども、日付が書いていないんですよね。日付が書いていないのを村が持っているんですけれども、この事業計画書にいろいろ保育はどういうふうにするだとか、学童保育の主任会議は、1カ月、または2カ月に1回は開くだとか、週に1度は地域ごとで南北の学童で会議を定期的を開くだとか、アンケートをとって、それを意見を踏まえて学童全体会議にかけるだとか、いろいろなこれがあるわけなんですよね。この中には予算もついています。

質問は、これが25年度からなっていますから、最初の年は出さなくてもいいとあるんですよね。26年度から29年度まで、それが出ていたか。それから、それを毎年、この管理協定書にあるようにちゃ

んと論議をしていたか。論議をしていたとしたら、どんな論議をしていたか。それを質問します。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 25年、26年、27年度につきましては、前期の指定管理のときでしたので、私のほうで少し把握をしていない部分もあります。

担当になりましたのが29年度からなんですけれども、実際に内容の確認は行っていませんでした。ですので、これからはそういったこともきちんと改善をさせていきたいと思えますし、我々職員もきちんと意識改革をして、これから進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（川田敏彦君） ちょっと聞こえなかったもので、そうすると、出ているのは、27年が出ているだけということでしょうか。27年。ほかは出ていないということですね。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 質問の3番目です。就業規則の問題です。これ就業規則は、これは普通は労使でやるんですけれども、労使、使のほうはないということなので、これは村と協議をして決めるということになります。これがこの前の文教の常任委員会では、変更されていたのが、村はつかんでいなかったようだったんですよね。それで、この就業規則の改定を見ますと、平成26年、一部改定、平成27年、一部改定、平成28年、一部改定、こういうふうにあるんですけれども、これは毎年確認をしていたかどうかということなんです。これにつきましては、指定管理については、全国でもいろいろ問題があって、総務省も頭を痛めていたわけですよね。

総務省が指定管理者制度の運用についての中で、8項目、ここはちゃんとしなさいというのが出ていますが、その6番目に労働法令のことがあるんですよね。ちょっと紹介しますけれども、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり」と、「指定管理者の選定に当たっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること」。これは自治体に言っているんです。ですから、ここへ言っているんですよね。これを留意しなさいと、よく見なさいと言っているんです。この就業規則を変わっていたのをつかんでいたでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 住民生活課で把握していた就業規則が変わっているところというのは、職員の賃金のところで毎年変わってましたので、そこについては把握はしています。

以上です。

○5番（川田敏彦君） じゃ、賃金のところ以外はないということですね。

じゃ、質問は終わります。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

9 番 松井保夫議員。

〔9 番 松井保夫君発言〕

○9 番（松井保夫君） 参考資料の概要の趣旨・目的、選定までの経過を見ると、平成30年9月下旬、募集案内をかけて、10月1日に募集要項・仕様書等の配布開始をして、10月22日から11月2日、公募をかけて、11月5日に選考委員会を開いて、そしてこの選考委員会の意見ということで、この後ろに載っておるわけですね。こういう中ですよ、選考委員会は、副村長以下が選考委員会の役員になられて選考したと思うんですけども、ここの選考委員会の意見、ここを見ただけでも、本当に学童の、父兄の皆さんのご意見等が入っているのか入っていないか。それとか、職員懇談会、こういう意見も入っているのか入っていないのか。

聞くとところによりますと、平成25年から始まったこの学童、この指定管理者、今回も手を挙げてきていますけれども、要は保護者会等も一度も開いていない。職員の自分たちの待遇に関するもの、こういうものも一切していない。そういう中で、村が選定項目に基づいて、今回、3回目になるんですけども、この一団体に対して、こういう選考意見を出すこと、指導しているのか。この辺が非常に私は疑問に思うんですよ。村として、今回3回目の指定管理者を指定する。これ上がってきていますけれども、村も一緒になって、指定管理者、指導してきているのか。

一番は、父兄云々の意見もありますよ。ありますけれども、子どもたちなんです。子どもたちが、例えば小学校の子どもたちが、終わった後、学童へ行こうと、こういう気持ちが起きなきゃだめなんです。ところが、学校が終わって、学童へ行くの嫌だけど、しょうがないよねって、これでは困っちゃうんですよ。そういうところの保護者の意見を聞いて選定しているのかしていないのか。

先生方の意見もあると思いますよ。だから、そういう自分たちの給料等も含めた待遇、これに対する指定管理者と先生方の職員会議と職員懇談会、こういうものが開かれて、そういうものも加味して全部入れて、ここに選考委員会の意見ということで出している、こういう認識でよろしいんですかね、お聞きします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 指定管理者の選考に当たりましては、今回、学童保育所でございますけれども、12月議会で議決いただきましたふれあい館、それと福祉センターの3施設、村では指定管理者として管理を行っていただいているわけですが、その選考の基準が村の条例のほうで定められてございます。榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例という条例でございますけれども、そちらの第4条に「次の掲げる基準に照らして総合的に審査し、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定するものとする。」ということで、4号ほどございますけれども、基本的にはその基準に照らして選考を行ったということでございまして、今お話のございました現在の学童保育

所の保護者の方のご意見ですとか、そういったことを聴取するというようなことが選考の過程ではなかったということでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私は、本日、この臨時会に出るの、非常に、途中で抜け出しちゃおうかなと思っているんですよ。本当にですね。なぜかというと、榛東村の一団体。それも、誰も受け手がない25年から村の指導でやってきた。だから、村の指導でやってきて、今までに至っていて、いろいろな保護者の方々から批判をいただいているというところも聞いています。でも、事業者としたら、一生懸命、村が25年度始めたときに、こうしなさい、ああしなさいと本当に一生懸命やってきているなら、きょう反対するという話になったときに、私自身がですよ、非常に一企業の将来を潰すようなことになる話ですから、それにしても情報はなさ過ぎるんです。私、今も思っています。そういう中で判断しなきゃならない。きょうは非常にここに立っていること自体が嫌なんですね。

ただ、やはり最終的には、私は決めたいと思うのは、4月1日以降、子どもたちが学童にすんなり入っていければ、私はいいと思っているんです。やはり子どもたちだと思っただけですね。そういう中で、陳情でしたら、趣旨のみ採用とかというものの考えがあるんですけども、議会はイエス・ノーですから、そうなったときに、私個人としたら、村の指導が悪過ぎて、それで指定管理云々、今回この問題になっているんじゃないかと。指導すべきところは指導しないと、今後、どなたがされても、この学童については同じ状況になると思うんですね、いろいろ話聞くとですよ。

ただ、やはり誰かが言われた、保護者の方が言われたことを120%信用しているわけでは私ありませんけれども、だけでも、半分にしたらって、ひどい話も聞きます。この辺はやはり村が、もう3回目ですよ。指定管理云々、今までされた人たちに対する、団体に対する指導不足だと、こう2問目で質問するんですけども、いかがですか。指導不足。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現在も指定管理者として指定をさせていただいております法人につきまして、12月議会中に川田議員のほうから経理の不備な点についてご指摘をいただきまして、村といたしましても、過去、25年度以降の村に出されました収支決算報告書等について精査を行ったというところで、先ほど住民生活課長のほうからも答弁ありましたけれども、事業者として正確な報告をなすということは当然のことではあるんですけども、仮に不正確なものが提出されたときに、村としてチェック機能が働いていなかったと、村も十分確認することなく、ただ受理をしてしまっていたという部分で、村のほうの責任もございます。

この指定管理につきましては、地方自治法に定めがございまして、そちらの定めにより手続を踏んでいるわけでございますけれども、その指定管理者に対しまして、自治法の244条の2の第10項でこ

ざいますけれども、「地方公共団体の長は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができる」というふうに規定されてございます。今までこの必要な指示という部分が恐らく不足をしてきていたんだろうと思いますので、本年度、現在、30年度以降、必要に応じて調査も行い、指示も行って、適正な運営を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 学童保育については、いつも私言っているんですけども、子どもたちが優先なんです。ただ預かっていただければ結構という話でもないんです。要はこの村の将来を担う子どもたちが学童に行くことによって、えらい挨拶がよくなりましたよとか、これも見えないところの教育なんです。そういうところも絡んでいると、やはり学童自体が預かり場じゃないよ。教育の場なんだよという——こちらから見ると——ところもあるんです。

ただ、やはりお父さん、お母さんたちは、安心して学童に預け、子どもたちが楽しく毎日学童に行く、これが理想なんです。やはりこういうものを描くためには、指定管理といえども、やはり村の指導は必要だと私は思っているんです。ずっと思っています。

そういう中で、やはり保護者会等、小学校でも中学校でもみんなありますよ。何でこの学童だけにはないんだろうと。職員の人たちだって、だまって一生懸命やっている中には、やはり隊長が、こっち向いているときは、あのやろうと思うときだってありますよ。そういうときに、指定管理者の長とやはりディスカッションできるような、そういう場をつくらなかったら、うまくいきっこないんです。3年、6年、やはりどこかで区切りをつけて、そういうものを村が指導してやらなかったらだめなんです。

きょうの臨時会は、きょうやらないとリミットなんです、ここがね。きょうやって、否決、可決、あろうと思う。最悪を考えたら、きょう1月16日がリミットなんです。ここで決めないと、第2公募もできないし、第2公募の結果もわからないし、こういう話なんです。

4月1日以降、子どもたちがすんなり入っていく。これがまさにきょうなんです。そういう中で、やはりできれば、この土日のどちらかを利用してもらって、保護者会等を村として開けばいいんだ。皆さんのご意見を聞いたりしなきゃ、選定項目の中にあるのに、これをこういうふうにしなさいと言っているにもかかわらず、6年間何もしていない。1回もやっていないんですから、保護者会等。やはりお父さん、お母さんの中には、いろいろな不平不満を持っていらっしゃる方おると思うんです。当然ですよ、こんなの。そういうガス抜き場所が全然ないということは非常に困る。

この仕様書を見てみればわかるように、学童で預かっている子どもたちが何かあった場合については誰が責任をとるんですか。村なんです。村が責任をとるというのに、村としてやはり指導して今ま

でいるんですけれども、もっと指導しなかったら、何かあった場合、何も知らないところで村が全部責任とるようなことになっちゃうんですよ。こんなことがあってはいけないですね。

だから、私は個人的には、今の人たちにいろいろ附帯をつけて、附帯というのは、例えば保護者会等を1年に2回なら2回やりなさい。再度、先生方の不平不満はどこで聞くんだ。こういうものをやる職員会議なり職員懇談会を二月に一度はやりなさいとか、こういう村が附帯をつけてもいいと思うんですよ。

それで、私は個人的には、1回の猶予は与えてみたいというのが私個人的な話ですけれどもね。だけれども、今まで預けっ放し云々、こういうことがなかったんですよ、課長ね。指導していたんですよ。それでいいですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 貴重なご意見ありがとうございます。

実際には保護者会は開いておりません。ですので、今後、これからどなたと、どなたという言い方は変ですけれども、きょうとといいますか、指定管理者として指定されて可決された後には、きちんとそういったことも含めた契約とか、そういうことを進めてまいりたいと思います。それをまたきちんと、先ほど総務課長も言うていただきましたけれども、きちんと村として監視もしていく所存でございます。

以上です。

○9番（松井保夫君） 議長、まだいっぱいあるんですけれども、3問終わりましたので、これで終わらせてもらいます。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 10番小山です。

収支報告書に誤りがあったということなのですが、これによって村が不利益を受けたという事実がありますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 確かに記載の誤りは多岐にわたりといたしますか、特に保育料についての記載の誤りが毎年度ございました。でも、それによって村が不利益をこうむったという事実はございません。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） この記載の誤りというのが、そのお金で不正利用したり、不利益になったという——預けた側ですね——の事実はありましたか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 今、傍聴の方もいらっしゃいますけれども、そういった記載誤りがあったということを聞いて、どういうふうを感じるか、思うかということは、また別なことになるかとは思いますが、その記載誤りをした金額についての不正利用、先ほども一番最初に申し上げましたとおり、確かに記載に誤りがあったことをきちんと審査できなかったということにつきましては、私どもの責任でございます。ですけれども、その後、収入、支出、きちんと精査しましたところ、不正流用、そういったものは一切ありませんでした。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 9月に問題視されたわけなんですけど、その後、再発防止策、指導なり監督を行ったのか。改善策を教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 1点につきましては、特に9月の議会からということではないんですけど、2カ月に一度、指定管理者を、それは役場に来ていただいて、書類の審査等を行ってしますし、収支報告の誤りに対しまして、今年度はもう既に上半期の決算の審査も行っております。そういったことで誤りのないように進めていますし、指導もしています。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

二、三お尋ねします。

1月9日、1週間前に文教常任委員会が開かれました。その席上に、平成25年、26年、27年度の収支報告書が配付されました。文教の所属は7名なんですけど、当日1人欠席がおりまして、6人の方が目を通されているはずなんです。しかしながら、その報告書が会議終了と同時に回収されたんです。回収しなければならないその理由をひとつお聞きします。

それと、25年度に対して、数値をちょっと私なりに確認はしたんですけど、収入ですね、収入の大きく占めるものは、要するに指定管理料と保護者からの保育料という、そういうところから構成されている。指定管理料は、これは国と県と村の税金ですよ。これが2,030万3,696円。保育料が計算され

た中では1,809万3,000円ありました。しかしながら、25年度の収支報告書の中には、保育料、要するに保護者から預かった金額が1,282万8,000円と計上されているんです。保護者から支払われた額とこの差が526万5,000円、差があるわけですね。これは一体どこに消えちゃっているのか、それが1つ。

それから、もう一つは、25年度の収入の合計が3,325万9,710円と報告されました。それに対して支出の計が3,078万4,951円、この差が247万4,759円と余剰金が出ているわけですね。これをどう処理したのか。

この3点についてまずお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 25日の文教委員会で一度お示ししました25、26、27の会計報告につきましては、答えが一緒になってしまったら申しわけないんですけども、保育料を全額、毎月の保育料を全部7,000円で計算されていたものを、夏休みの期間は1万円ということになっていたもので、それを正しい数字にしたものをお示ししました。そのときに説明があったと思うんですけども、法人の会計だということで、一度回収をさせていただきました。

それから、保育料の記載の誤りというのが五百何万ですか、あるということなんですけれども、それにつきましても、今申し上げましたとおり、収支報告書、指定管理者から提出されました収支報告書、通常、保育料に関しましては、月々の保育料が7,000円ということで、全てが7,000円ということで計上されておりまして、そこで夏休み分が、夏休み分に限りは朝から1日になりますので、1万円になるんですね。その部分のずれがあったものと思います。

それから、差額の二百何万ですか、それにつきましては、指定管理料につきましては、村が金額が幾らかというのは別なんですけど、この1,000万円なら1,000万円指定管理料をお支払いします。それに対して指定管理者は、そのお金から赤字が出れば自己負担になりますし、余剰金といいますか、それにつきましては指定管理者の所得といいますか、そこになるものと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ちょっと納得のいかないところがございます。というのは、収支報告書というのは間違いがあっちゃいけないわけですね。そういうことを村から村長のほうに報告する義務があるわけです。

当時、1月9日時点で村長にお尋ねしたところ、そういった書類は届いていないと、そういうご回答があったわけですね。ということは、村の仕事として、条例に定めたことが、仕事がされていないというふうに判断されて、最終的には、これは虚偽報告になるわけですね。そういうふうに解釈せざるを得ない。要するに虚偽したということは、管理の指定を取り消すと、そういう手続になると

思うんです、私はね。そういうことがされていなかったことは、先ほどからいろいろお話が出ている中で、いろいろな指導とか何とかという、指導する前にやらなければならないことがやはり管理者のほうにあったのじゃないかなと、私はそういうふうに解釈しているんです。

先ほどの3点に関しては、また後ほどお話が聞けるかと思いますが、次の質問に移ります。

12月21日に保護者が集ってもらって、いろいろ子どもたちや保護者の方の意見を聞く機会があったということをお話を聞いています。その中で、村長の言われている「こどもに夢を」という、そういう状況では全くないなというふうな、そういう感じを私は受けたんです。それは書いてあることが全てそのようにストレートに受けないとしても、その保育現場は非常に問題があるんじゃないかと、そういうふう感じて、課長は、そのことをどういうふう感じたのか、思っているのか。

それと、そのことをやったことを村長のほうに報告されたのか。そして、それに対して村長は何かコメントしたのか、その辺をお聞きします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 12月21日に保護者からの意見を聞くという場に参加をさせていただきました。確かに、先ほど来、議員さんおっしゃるとおり、100%というか、それが毎日起こっているとかなということではないにしても、必ずあったことだというふうに認識しています。確かにそれを聞いたときには、それは私の私見ですけども、ちょっとひどいかなと思う部分も確かにありました。そのことにつきましては、21日にこういうことがありましたということで、村長のほうには報告は一応しております。コメントはいただいておりますけれども、報告はしております。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 村長にお聞きします。ただいま担当課長から21日の報告をしたと、そういうことをおっしゃっているんですが、村長が聞いた中で、どのように受けとめたのかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいまの意見ですけども、私どものほうも、21日に保護者の方々が集まった中に、うちのほうの課長等は出席して内容を聞きました。しかし、それについて一方的じゃなく、これは今、指定管理者になっている法人と、その辺の話をよく詰めてくださいという指示をさせてもらったところです。これについて、その法人は、これから直すべきこと、早急に直すべきこととか、あるいは言っている内容がちょっと違っているとかな、そういう話も聞いておりますので、その辺も含めて、これは、何しろ子ども、先ほど榎井議員の話のとおり、子どもが中心にそれがなされていかなきゃならないという中で、それをどういうふう解決していくか。それらを経営者とも相談をしたと私は思っております。それについては、ちょっと待ってください、すみません。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） その結果については、課長のほうでそれを把握しておりますので、これらについての改善点等も、できれば聞いてもらえればありがたいというように思います。

私のほうからは、保護者の皆さんの意見もごもっともだと。それが本当であれば、これはどうしても直さなきゃならない、うちのほうも指導しなきゃならないということは当たり前であるということをお願いしてあります。

○議長（南 千晴君） 答弁以上で、今、3回目ですよ。

○11番（山口宗一君） 3問した。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂です。

2つのことについて質問します。

まず1つ、収支報告書における虚偽報告についてなのですが、今から言うことは事実かどうかということでお答えください。

平成29年度の北部第一学童の水道光熱費は、本来ゼロであるはずなのですが、それが23万2,394円計上されて報告されたということです。

そして、2つ目、保育料を1万円徴収をしていたが、収支報告書には7,000円ということで計上されていたということを知っております。私、総務常任委員会なので、文教さんのほうは、この金銭のことについては、かなり委員会で審議をしたらしいんですが、総務は全くしておりません。ですから、私もわずかな情報の中で質問するわけですので、正直に的確な答えをお願いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほど早坂議員がおっしゃったとおり、平成29年度、それ以前もそうだったかもしれないんですけども、北部第一学童の水道光熱費につきましては、小学校の一部をお借りしてやっている学童保育ですので、本来であれば、経費としてはかかっていないというのが正しいことではありますが、これが平成25年に学童保育を受けたときの会計報告を村として案分するという指導があったということで、それがずっとそのままになってきたということでございま

す。ですので、今回、そのことにつきまして、先ほども言いましたけれども、そういうことも含めて全て改めるということで指導しています。

それから、保育料につきましては、本当に最初に申しましたとおり誤りがございました。繰り返しになってしまいますけれども、帳簿は全部調べました。きちんと帳簿には1万円の徴収がされていることが記載されているんですけれども、そこで収支報告書にどうして一律7,000円で載せてきたのかということに関しましては、そこが私たちの指導不足というか、監視不足であったということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の答弁だと、明らかに虚偽報告ですよ。虚偽報告がされていたということですよ。

それと、それを認めるかどうかということと、引き続いて2つ目のちょっと質問をいたしますね。

12月21日でしたか、保護者を交えた会議を持ったわけですね。文教委員さんも4人ぐらい、5人ですか、参加して、そのときに保護者の方から出た声を全部というとな長くなっちゃいますので、3つほど聞かせてもらえますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 最初のことなんですけど、虚偽報告と言われてしまえばそれまでなんですけれども、それに対して、繰り返しになりますけれども、担当としてきちんとチェックしていなかった。その時点できちんとチェックがされていれば、正しいものとして提出させることができたものを、それができていなかったのは、村としてのチェック体制がきちんと確立されていなかったということになるかと思います。

12月21日の保護者の意見の聞き取りの中で3つほどおっしゃったんですけれども、これは多分、北部第二、第三学童の話なのかなと思うんですけれども、午後6時を過ぎると、子どもの数も少なくなるので、2号、3号の子どもたちが一緒に部屋になり、そうすると、上級生が部屋の中を走り回ってぶつかったりして、けがをしても気づかずにいた、そういう事例があったということ。

それから、北小の校庭で遊べないのはどうしてなのかという質問もございました。

それと、あとは、第一学童では、その日何があったという報告があったんだけど、第二学童になってからはなくなってしまって、子どもの様子がわからないというような意見もございました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番(早坂 通君) 先ほども誰かから出たと思うんですが、指定管理の協定書ですね、35条、甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて、本業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるものとするというふうになっております。その中の1、2、3、4あるんですけども、2のところですね、甲に対し、つまり村に対してですね、甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。もうこれは明らかに認めたわけですよ、虚偽の報告。村がそれをちゃんとしなかった等の問題じゃないですよ。もう明らかに虚偽の報告をしたわけですよ。それは認めたわけですよ。そうしたら、これに該当するじゃないですか。

それともう一つ、保護者の声で今3つ聞かせてもらいました。私もそれなりに資料を少しは持っているので、2つちょっと言わせてもらいます。

北部第二のうちの子は、小5、小4の終わりに学童が嫌と言いだした。管理者が罵声でどなり散らしていた。怒られている子は、何で怒られているのかわからない様子だった。このような場面を何回か目撃したと言っております。

.....
.....
.....

ご承知のように私も保育士として8年余り現場で勤務いたしました。そういう視点から考えても、今私が言ったことも含めて、あといろいろ聞こえてきます。本当に信じられない。本当にそんなことを現場で指導員が、指導員じゃなくて、やっているのかと。指導員の方は一生懸命やっているんだと思うんですよ、職員の方はね。大体聞こえてくる声は管理者ね、管理者の対応が全然しつちやかめつちやかだと、そういう声が聞こえてきています。本当に本当に信じられないようなことがいっぱい聞こえてきました。

ですから、私は、はっきり言いますと、今度また同じ湯浅花火さんに任せて、そして悪いところ、問題あるところを指摘して、直してもらったらどうかという声もありますけれども、それは私の目から見ると、それはもう無理です。保育という問題に関して、イロハのイ以前の問題すらわかっていないように私は思えてなりません。そういうことですので、ぜひ村の子どもたちのために的確な対応を村はしていただきたいというふうに思います。

最後に、ご存じかもしれませんが、学童保育とは、日中、保護者が家庭にいない学童に対して、学校の授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る保育事業ですということです。それから考えると、今の榛東村の学童保育は、これにほど遠い現状だというふうに思います。

以上です。

○議長(南 千晴君) 答弁は要らないですか。

○13番（早坂 通君） 答弁してください。

○議長（南 千晴君） 今の意見だったので、もう一度、質問、最後にしてください。

○13番（早坂 通君） ということで、待ってくださいね。だから、今言った、私が、学童保育とは何ぞやということを読み上げましたよね。それで、その観点から見て、今の榛東村の学童保育もある程度親の意見を聞いたりしているわけだから、ご存じですよ。その上に立って、今の榛東村の学童保育は、私が読み上げた学童保育とはということに合致していると思いますか。ともなければ、到底及ばないというふうにお考えですか。どちらですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほども申し上げました。保護者からの意見を聞いたときに、私見ではありますけれども、ちょっとひどいなと思う部分もありました。ただし、それが毎日あるということではないと、確かに一度はあったと思います。言っていることは、必ず一度、ないことは言わない、ないことを言っているとは申し上げません。だけれども、それが毎日起こっているということではないとも思っています。というのは、擁護するというわけではございませんけれども、私も役場の職員ですので、保護者からの意見も聞きますし、もちろん指定管理者からも、先ほど村長もおっしゃいましたけれども、指定管理者からもきちんと話を聞かなければ、この場には立つことはできないと思っております。

ただ、12月26日に文教委員会で南部第二学童保育所を見学に行かせていただきました。そのわずかな時間のことなので何とも申し上げられませんが、そこにいる子どもたちはすごく楽しそうに過ごしていましたし、その責任者である方も、もう安全に子どもを帰すことが目的というか、そういうふうにおっしゃっていました。ですので、完全にこの学童保育の論理というか、それから外れているかと言われると、そうは思っておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 休憩します。

午後3時58分休憩

午後4時2分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

7番高田清一議員。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 7番高田です。

大分質問がかぶったりいろいろしていますので、端的に質問いたします。

いろいろな形での今、回答等々あるわけですが、現在の指定管理者がいかように今回の問題をどう

捉えて、それに対して指定管理者自体がいかような対策を立てるかという回答は得ているんですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） こういう話があるということで話はきちんと伝えておりますし、まだ改善策というのは提出はされてはいませんけれども、幾度となく管理者を役場に呼び出すという言いは失礼なんですけれども、役場に来ていただいて話はさせていただいています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうしますと、行政として、先ほどから答弁を聞いていますと、いまいち抽象的で、何がどのようにどう問題で、それに対してどう手を打つ、どう対策を立てるとというのがちょっと見えないんですが、これだけいろいろ議論して時間もたっているわけですから、その原因等々については、真の原因追求なり、究明なりした上で、何らかの腹案なり、何らかの対策案があると思うんですが、何をやってきたのか、今後どのような対策を立てる予定なのかを教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） まずは、収支報告書の記載が誤っていたことに、村も担当も気づいていなかったということが諸悪というか、言い方は変なんですけれども、それが問題になっていることの第1点だと思います。

そこで、一番当初に、それは指定管理を受けたときからのことなので、今現在、私どもが責任を持ってというのは、指導をしています。というのは、先ほども申しましたけれども、今年度上半期の監査も行い、その時点ですけれども、歳入歳出の誤りのないことも、書類等も審査し、今後そういった、先ほど早坂議員がおっしゃいましたが、虚偽の報告に当たるかどうかというふうにおっしゃっていましたけれども、そういうことが一切ないような指導は行っております。

それから、確かに指導員として、保護者からの話を聞いたときに、先ほど何度も繰り返しになってしまいますけれども、ちょっとひどいかなと思うところもありますので、それに関しましては、きちんと指導しますし、監視もします。そういうふうには改善策をとっていきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） いろいろ課長も考えているので、これを責めるようなことじゃないんですが、要望として、先ほど各議員も言うておりましたけれども、会計上の対策どうのこうのというもさることながら、やはり子どもが安心して安全に学校ともども、学童に行きたいというような形に落とし

どころを持っていくべきだと思っていますので、そこら辺のところを今後考慮して、最善策を講じていただくようお願いして、終わります。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

4 番村上慎一議員。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） 4 番村上です。

皆さん、活発なご意見をいただいておりますありがとうございますところですが、冒頭、桧井議員が言ったように、この問題でこんな話をするのは、本当に文教厚生常任委員会としても恥ずかしいことだと思っているし、残念なことだと思います。

まず、第1問目に、村とすれば、学童保育というものをどんな位置として考えられているんでしょうか。村長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 学童保育そのものも保育ですので、当初から保護者の方、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんとか、そういう人がいないというんですかね、それでそのまま帰すのは心配であるということから、それを見守りながら、そこのところで自然と仲間づくりをしたりして、そういうことがその学童保育の本分だというふうに考えています。

その中で、保護者の皆さんの意見にもありましたけれども、情操教育をすとか、勉強の違うところにおいては指導しているというような話もありますけれども、そこは保育ですので、逆に勉強を教えるところじゃない。しかし、自分たちで自主的に宿題をやったりいろいろしていることについて、これはもし聞かれたり何かしたら、指導者も答えられるところは答えてやったりすることが学童保育の本質だというように考えております。

○議長（南 千晴君） 4 番。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） ありがとうございます。

私は、少し違う観点からも学童保育というのを捉えていまして、まち・ひと・しごと改革、要するに地方創生事業ですね、地方の自治体は切磋琢磨して、いろいろな方法を考えたりとかして、日々努力しています。

昔から何回も一般質問等で言いますが、日本はまれに見る少子高齢化が引き起こして人口減なんですね。榛東、毎月、私は村のホームページを見て、男何人、女何人、合計、あと世帯数、これは毎日、村の更新はちょっとずれてやっていますけれども、これ全部ノートに書き記しています。榛東はこのところ少しふえているんですね。

村長言われるように、いろいろなことを努力しながら村を活性化したい。私も、地元の若い人た

ちに聞くと、榛東は教育面で非常にいろいろなことを努力してくれていると。住みやすいと。いろいろなことを考えながら、若い世代のご夫婦が、多分借金をして榛東へ来てくれました。その人たちは、当然のことながら、働かないと榛東に住めないんですよ。そうすると、学童保育というのは、ただ親が、じいちゃん、ばあちゃんがいないから預ければいいというだけじゃなくて、榛東村に住んで、長くここで生活するには、ある時期は必要な施設です。これがないと、これから若い世代を呼び込もうと思っても、もし榛東へ行ったら、いや、学童は行かせないほうがいいよとか、余りいい雰囲気のところじゃないとかとなったら、単純に子どもたちに夢をといる村長が掲げているスローガンとはまた別に、地方創生も崩れます。ですから、私が思うには、これは単純に学童保育と言いながら、非常に大きな位置にいると思います。

先ほどから何人の方が意見を言ってくれていまして、文教以外の方もおのおの勉強されて意見を言ってくれているんですけども、原点に戻って、この参考資料の選定までの経過の中に、ホームページだとか村の広報誌で募集をして、募集期間は少ないんですけども、11月5日には選考委員会、これ11月5日です。私ども文教厚生常任委員会ですとこの案件に関しては、先ほど何名かの方が言われましたけれども、12月21日には、非公式ですけども、課長さんも見えてくれて、16名の方の父兄の方、あとは学童指導員をされている方等の素直な現場の意見を聞きました。これは会議じゃありませんから、一方的にただ聞くだけです。全員の意見を聞きました。

父兄とだと一方通行になるので、委員会とすれば、26日に、先ほど課長が言われたように、南部学童へ視察ということで、暮れの26日に行かせていただいて、その責任者の方の直接の意見も聞きました。一方的だとだめだと思いますからね。そのときに私は、幾つかの問題点があるということに対して、南部コミセンの会議室を借りて湯浅さんから話を聞くときに、就業規則とか業務日誌とか幾つかの基本的なことをちょっと見せてくださいとお願いをしたんですけども、就業規則が出てきたのは25年度のやつで、それもたしかこころ辺なんだよとか言いながら、ファイルの一番下のほうから出てきたのが就業規則で、後で川田議員に聞いたら、それは役場に提出されている就業規則とまた違うものだと。業務日誌も、いろいろなことがあるので書いているんですよという説明を受けたんですけども、前の村がやっているときの仕様書、フォーマットをそのまま使っているんですけども、確認をした印が押されていない。ということは、湯浅さん、これ読んだら、ここへ判こを押すんじゃないですかと言ったら、次からはそうします、要するに読まれていないんですよ。

となると、これはもう選定委員会が終わって11月5日には、多分執行側の皆さんは、この5番の選考委員会の意見ということ踏まえて、これには平成25年度から現在まで、当該施設の指定管理者として適切な管理運営を実施してきた。また、意欲が感じられる。施設の管理運営の実績、施設の設置理念・目的等を理解している点、安心・安全面に配慮した具体的な取組計画を作成している点などを評価し、申請団体が、事業計画に沿った管理運営を安定的にして行う能力を有するものと認めるといのは、委員会で村長言われたように、仕様書が出されて、受けようとする事業者は計画書を出しま

した。それに記載されていることは、非常に立派なことが書いてあります。だから、そのとおりにできれば、多分、執行側の委員の皆さんは、それを信用して認定したんだと思うんですけども、今現在、昨年の12月から、この一番近いところでは、1月9日の委員会がありましたけれども、そこには先ほど課長が申されたように、21日の夜の会議のことも村長にはご説明をしましたと。村長もそれなりの住民の意見も聞きましたと。となると、この選定委員会を済ませたときと、かなり情報は違っていると思います。となると、状況が違いますから、果たしてその指定管理を受けようとする事業所に任せていかどうかというのは、委員の皆さんも、多分クエスチョンになっているんだと思うんです。

先ほど言われた経理関係のチェックミスとかと言いますけれども、これは先ほど言ったように、仕様書が出ていて、おのずからこういう管理をしますという計画書が出ていて、その中には、単純には現金の出納帳を記入し、必要書類（領収書、明細書、購入担当者等を記帳、押印すること）を複写したものを提出すると書いてあるんですよ。これを課長は多分五、六回も言われましたけれども、チェックミス、管理不足でしたと、指導がなりませんと。指導しないでいいんですよ。だって、できるという業者が手を挙げたから、それを信用して、認定する委員の方は、これだったら信用できるからということで、先ほど言ったように、いろいろないい点があるから認定したんですから。でも、ふたを開けてみたら、それができていない。

細かなことで、先ほど早坂議員が質問された中でも、水道光熱費が、村がやっていたときに、北部のどこかですか、金額があったんだから載せたという説明を課長されましたけれども、きょう、教育委員会の全協での予算説明もありましたけれども、もしそんなことがあるんだったら、教育委員会はその予算が間違っているということですよ。三十幾万の数値があるのに、片や払っていないのに払ったと、案分しているとかと言いましたけれども、そんな領収書、明細書もなく、数値を入れたのはチェックできなかったとか、これは指導が悪いとか、そんなレベルの話じゃありません。

だから、私が言いたいのは、この選考委員会をしたときと今現在、先ほども言ったように、村長が数字の間違いに関しては、もう古いを出して、もう間違っているんだから、今出しても同じだと言われていたので、このときは多分考えが違うんだと思うんですよ。

それと、きょう採決をするんでしょうけれども、今現在、文教厚生委員会では、まだこの指定管理業者から出てきた収支報告書だとか正誤表、まだもっと出してくださいという途中なんですよ。だから、数字に関しては、課長が何度もこれから指導しますとか、チェックができませんでしたと言いますけれども、もう一つ一つ拾ったら、到底任せられるような資質じゃない。

先ほど早坂さん言いましたけれども、例えば教育関係だったら、その道の何か道を踏んだ人がやはりやるべきなんですよ。これ会計に関しても資質がありません。要するにやったことがないんですよ。普通、自分の職業、皆さんついていけば、その道の専門的な大学を出るとか、その道を何十年とかで今の仕事ができるんでしょう。これやったことのない人に、これからやれますとかと信用して認定したんでしょうけれども、育ててやるという時代ではもうないんですよ。あくまでも、先ほど、本当

に何人の方も言われましたけれども、住民、これ16人の中には、父兄と学童指導員の方もいたんですよ。単純に悔しくて文句を言っているだけじゃなくて、指導員の方もいたわけですから、もうその意見を十分に把握していただいて、認定ですか、学童保育という意味を十分に考えていただきたいと思うんですけども、誰に質問したらいいのかわかりません。いかがでしょうか。副村長がいいのかね。副村長。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） いろいろなご意見をいただきまして、私どもが選定委員会を開いたときには、ここまでの詳しい資料というか内容というのは提示されていないのが現状でありました。そのときに、この選定委員会の意見に書いてありますように、このようなことで1者の応募があったということで、この1者についての集中審議をさせていただいたというのが現状でございます。

その中でも、事業計画にある利用時間等の延長や、保育料金の引き下げについては、必ず実施することという条件もつけさせていただいております。ということで、この時点では適切なる措置をしていると考えておるところでございます。

なお、それからいろいろな意見が出てきたというのは、いろいろ聞かせていただいております。きょうの臨時議会を開催させていただきましたのは、先ほど梶井議員のほうから話がありましたように、4月1日に学童保育の開始という条件がそろっています。それに間に合わせるためにも、きょうの臨時議会を開催させていただいたというのが現状でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 3問目です。

先ほど副村長答えてくれた学童保育の延長時間、それも踏まえてという話がありました。私も一般質問で、ある村民の若いお母さんから、学童保育の受け入れ時間、特に夏休み等々は、30分繰り上げてくれれば、子どもを預けて通常の仕事が行けると。それを質問させてもらったときに課長からは、来年の4月にはまた指定管理が変わるので、仕様書にうたいたいと思います。うたったかどうかわかりませんが、それ実は26日に視察へ行ったとき、当の責任者に聞きました。実は父兄から受け入れ時間を30分等早めてくださいという意見があるんですけども、聞いたことありますか。聞いたことありますぐらいの考えで、こういうふうに30分前から来年度はやりたいんだと思うとか、そういう意見は一切ありません。こんな考えのいるところに出せないと思いますよ。資質が多分ないんでしょう。私はそう思います。いかがですか。質問だから答えてもらわなくちゃ。今度、村長にする。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） あくまで同じような意見になってしまうんですが、選考委員会の11月5日の日には、そういった資料等もございませんでしたので、適切なる事業者というようなことで認定をさせていただいたというのが現状でございます。

きょうの議会のいろいろな意見を聞きまして、再度、学童保育所の趣旨、役割等を理解いただき、適切なる指導をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

12番岸昭勝議員。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 12番岸です。

高田議員の質問と関連するんですけども、実際これをやるのは指定管理者だと思うんですけども、今までの問題を報告してあって、いろいろ話しているということを聞いたんですけども、実際は管理者の気持ち、意欲とか、そういうことは話はないんですか。管理者がこういう気持ちで、こういう方向でやりたいとか、そういうプランというんですか、あるいは持って、そういう対応はしたことないですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 今回の問題を受けまして指定管理者と話をしたときに、子どもが大好きなんだと。なのでやりたいというふうに意欲を持って言っていました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 今までの話を聞くと、指導したり、そういう教育の方向性を示す、教育とか指導というのはやっているんですか。やりたいという話なんですけれども、実際、管理者がそういう前向きな姿勢でやっていかないと、これは前に進まないと思うんですけども、よくその辺をやっているかどうか、気持ちを相手から伝わってくるかどうか、その辺わからないですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 現在の指定管理者からは、先ほど申しましたとおり、質問がちょっとよく理解、すみません、もう一度質問をお願いしてもいいですか。

○議長（南 千晴君） 質問の趣旨がわからなかったみたいなので、もう一度、岸議員、質問していただけますか。

○12番（岸 昭勝君） 結構です。

○議長（南 千晴君） いいんですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第1号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、反対討論を行います。

反対する理由の1つ目、収支報告書において虚偽報告をしていること。このようなことは言語道断であります。

2つ目、学童保育とは、日中保護者が家庭にいない学童に対して、学校の授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る保育事業です。また、厚生労働省の放課後児童健全育成事業における学童保育所の役割では、さらに詳しい内容が述べられています。まず、1、保護者のお迎えまでの間の児童の健康管理・安全確保・情緒の安定。2、適切な遊びや活動の提供により自主性・社会性・創造性を培うこと。3、おやつを提供。4、宿題などの自主学習の場の提供。5、児童の活動状況の把握と家庭との連携となっています。

榛東村学童保育所の指定管理者として指定された管理者、高崎火工湯浅花火店の過去6年間の保育内容は、今述べた内容とはほど遠いものです。

よって、榛東村学童保育所の指定管理者の指定についての議案第1号に反対をいたします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

6番小野関治義議員。

〔6番 小野関治義君発言〕

○6番（小野関治義君） 収支報告について誤った記載があり、執行はそれに対するチェック機能が働いていなかったことを認めています。しかし、村が損害を受けたことはないと言っている。また、改善に向けた指導も既に行っていることに鑑み、この議案に賛成いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに反対討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 5番川田敏彦です。

反対討論をするので、質問や、それから答弁を聞いていて、村が本当に責任があるというのを認めていると、これはあるかというふうに思います。それは受けとめてもらおうと。

それから、質問でも聞いていて、啞然とするようなこともありますよね。例えば村に損害を与えていないのかと。これは村の税金ですよね。もちろん国税も県税も入っていますけれども、村のために使う税金ですよね。中には泣く泣く払っている人もいっぱいいるわけですよね。それがちゃんと使われているかどうか。これは村民にとっては大きな課題です。どういう感覚で村は損害を受けていないと、こんなふうに言うのかちょっとわからないんですけども、村長の第6次のスローガンで「こどもに夢を」と、「みんなに福祉と安全を」と、こういうふうに言っている。これを本当に実行してもらえれば、本当にいいかと思います。だけど、今回、11月5日の選考委員会のものがそのまま出てきて、その間に9月議会、12月議会、文教委員会とずっとやっているのに、それが反映されているとは思えないんですね、今の話を聞いていても。執行の側は、精査、文教の意見を聞くと、曖昧にはできないと、こういうふうに言っているんですけども、しかし、それが十分になっているかどうかというのも疑問になります。

それから、選定についてでも、これはやはり簡単に選定してはならないと。これも指定管理制度上の運営上の留意点、さっきの続きなんですけれども、指定管理者の選定過程に関する留意事項と、これはもうちゃんと自治体が留意しなさいという内容なんですけれども、こういうふうにあるんですね。公の施設は、指定管理ですけれども、公の施設ですよね、準じていますよね。住民の負託を受けて、地方公共団体がこれを設置しているため、公の施設の管理業務を指定管理者に行わせようとする場合には、住民等の理解を十分に得る、これが重要だと、重要であると。また、指定管理者の選定過程については、評価項目、配点が不明確であることの選定委員会のあり方についての課題が生じているケースや、また地元の事業者、関係団体に対する優遇措置により公正な競争が確保されていないのかといった指摘もなされていると。これは、だから、十分注意をしなさいと言っているわけですよね。こういう観点から、学童保育に本当にふさわしいところを指定をしてきて、今後も、これから責任を持ってこれをきょうの議案を出したのか、非常にこれは私は疑問です。

それから、きのうは31年度の予算で説明がありました。その中にも、副村長查定のところで、予算の編成方針、これが出ているわけですよね。編成方針の基本的な考え方と。もう第1番目に挙げられているのが事務事業の効率化と、自治法の状況に沿ってということなんですけれども、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬと、こういうふうに出されました。

また、村長の年頭の挨拶も、私はいい挨拶だったと思います。公務員、また公的な公務に携わる者が原点に立つんだということを言われたんですね。それは本当に大事なことだというふうに思います。この国民の、この村だったら村の税金で、そして村のためにやるわけですよね。そこはやはり厳しい姿勢というのが必要だと思います。

今、質疑応答を聞いていても、それからこの間の状況、12月6日、1月9日の文教厚生委員会、それから文教で視察、そういう結果などいろいろ出ているわけですよ。それを精査したのかと。これ今でも答弁を聞いているだけでは、精査しているとは思えない、そういう答弁だと思います。

それから、この管理協定書に、19条、20条に基づいて監督責任を村が果たしているのか。やはり村の責任というのは大きいというふうに思います。この6年間のことを、事業計画書、これがちゃんと出されていないということですよ。この中に、もうみんな書いてあるんですよ。

先ほど答弁の中で、統括責任者を役場に呼んだと、ちょっと遠慮して呼んだというような言い方をされたんですけども、そこには今度の指定管理者が自分でちゃんとやっているんです、それは3の経理のところ。統括責任者がその任を負うと、経理が。各学童保育所ごとに現金出納帳、これがあられるわけですね。誰々君、何月分、幾日、幾ら払ったと、これみんなあるわけですね。現金出納帳に記入し、必要書類、これ括弧で、領収書、明細書、購入担当者等を記入、押印すること。これを複写したものを統括責任者に提出すること。これ統括責任者が各学童の責任者に言っているんですよ。これ提出しなさいと。統括責任者は、さらに役場に提出すると、こうあるんですね。役場にちょこちょこ行っているんですよ。いろいろな話をしているんです。これは今の指定管理者が事業計画書の中ではっきり言っているんです。こういうふうにやりますと言っているんです。

それから、先ほどちょっと言いましたけれども、サービスを向上させるための方策というので、今の指定管理者は、ちゃんと村に約束しているんです。学童保育だよりを毎月作成する。していないですよ。1カ月、もしくは2カ月に一度に全学童保育所の主任会議を行うと。（場所は各学童保育所持ち回り）、やっていないんです、余り。年に1回か2回、長期休暇の前にやるというのは聞いたんですけども。それから、地域ごと、南部、北部、学童での会議を定期的に行う。週に1度程度。どうですか。週に1度程度、全然やっていないですね。

それから、利用者等の要望の把握及び実現するんだと。これ指定管理者が言っているんですけども、役場担当課による学童アンケート、その回答結果からですよ、意見等を踏まえて、学童全体会議にかけ検討すると。実現可能なものは役場と協議の上、実現に向ける。これアンケート結果を出していなかったんです。指導員にも配っていなかった。保護者にも配っていなかったんですよ。こういうのがあられるわけですよ。これは今の指定管理者がこういうふうに言っているんです。これを目指すんだと。それをちゃんとやっているかどうかを見なかった村の責任、これあります。

それから、今度は指定管理者の責任です。村が言わなかったからいいかげんでよかったんだと。そんなことは許されないんですよ。管理協定書でちゃんと行って、文書を出してちゃんとやりますと。それから、事業計画書にはちゃんとやって、役場にちゃんと領収書でも何でもみんなやって、役場に提出するんだと、こういうふうに言っているわけですよ。責任は私が負いますと、統括責任者が言っているわけですよ、役場に行くと言っているわけですよ。そういう面から見て、今の指定管理者が、先ほども出ましたけれども、これは明確に指定管理の協定書の違反になります。

1つは、取り消しの1つですね。先ほども出ました。こういうことをすると取り消しになりますよと。それをちゃんと押印をして、甲乙がちゃんと押印して守りますと書いた。それにあるんですけどもね。1つ目が、(4)まであるんですけども、業務に際し不正行為があったときというのがありました。1つは、就業規則の問題でもそれはあります。例えば就業規則をちゃんとこれには第6条に雇用条件の明示とあるわけですよ。もう皆さんよく知っていることだけれども、一応議事録に残るといってからおきますけれども、これは第6条で代表者は雇用者を採用した際には、別紙の雇用契約書及び就業規則の写しを交付し、交付条件を明示するものとする。そして、それは雇用契約書、これを双方1通ずつ保管すると、ちゃんと交付するということになるわけですよ。これは議会の一般質問でやったときに、これがいていないと言う人がいたわけですよ。これはそういうふうにしてからも6カ月近くかかるのに、まだいていなかった人が1週間ぐらい前にいたんです。

それで、それからもう一つ、勝手に就業規則を変えたんです。これは村上議員と私が見せてもらったんです。どこが変わっていたか。これは第6章の賃金形態及び賃金決定、この22条、これがそっくり——そっくりというのか、誰が幾らもらうというのがそっくり抜けているんですよ。これは代表者は月額10万円。この代表者は、聞くところによると、ほとんど顔は出さないということだそうです。

それから、責任者、これは統括責任者です。主任指導員をしています。この人は月額24万円なんです。私たち労働者の経験から見れば、これは午後1時から7時までなんです。実働6時間なんです。夏休みは1日やるだけだけれども、実働6時間で月額24万円もらっているんです。

これは、おととい私がもらったという人にこれを見せてもらったんですよ。そうしたら、月額は25万円になっているんです。知っていないですよ、恐らく。知っていたら後で教えてください。

それから、常勤有資格者は時給幾ら、常勤無資格者は時給幾ら、これがそっくり抜けているんです。

それから、もう一つは、健康診断の条項もそっくり抜けていた。これは村がやるからということはあるんですけども、これは復活してあった。

それから、一部改正のところも、統括責任者は月額25万円というのは、平成30年4月1日からなんです。だとしたら、ここにも書いてないんですよ。そういうのを勝手に変えてしまっているわけです。これは村にも内緒ですよ。この前言ったときは、村は知らなかったと言っていましたから、これは明確に不正な行為を行ったということになるんです。

もう一つは、2番目のやつですね。この取り消しと2番目、甲に対して、村に対して虚偽の報告をしと、こういうのがあります。これを今聞いていると、直したからいいんだとか、間違っていたけれども、しょうがないんだとか、そんなような討論がされていましたがけれども、これはとんでもないことです。これは法人だからといって、この前、資料を返しましたよね。この前、法人だからという言葉を行いましたよね。有限会社ですよ。これは税務署にもやるわけですよ。

この前見せてもらった正誤表というのがあって、これは本当にいいかげんなものだと思います。例

えば平成29年度で保育料7,000円と計算してもですよ、これが68万2,000円から合っていないわけですよ。これが人数にすると、月平均8人ぐらい人数が合っていないということなんです。どこの学童に、どこの保育園に、自分の保育園に来ている人の人数を間違えるところがあるかということなんです。どこにあるんですか、そんなところが。

それで、その68万2,000円は、これは一時預かりの分もやれば58万円ぐらいになるんですけども、それはそっくり申請していないから少なくなっているわけですよ。収入はないということになっているんです、実際あるのに。そういうことをしているわけですよ。これ29年度だけでなんですよ。

まだ今、これ25年度から出せと言っても、まだ出ていないんですよ。まだ文教委員会でやっているところなんですよ。29年度だけでもそういうのがあるから、私たちはこれしか資料がないから、これで言うしかない。25年度からみんなあって、正されて、こういうふうになりましたよというのがあれば、今ここでこういうふうには言わなくてもいいんですけども、それが出ない段階できょうを迎えちゃったから、もう今出ているもので言うしかないんです。そうすると、そういうのは虚偽の報告に明確にこれはなります。

例えば榛東村が平成29年度の決算書が大きく間違っていましたと、訂正します、こんなのは群馬県も国も聞かないでしょう。こんなのは間違っていたなんていうのを、間違っていたけれども、しようがないんだというふうに、今、これからは直すような言い方をしましたけれども、これはとんでもないことです。それもですよ、一般質問で出て、資料が出て、こういうことがわかったんです。これが資料が出なかったら、このままいっちゃうんですよ、不明なままずっといってしまうと、こういうことになります。こういうのを、これが明確に違反ということになります。

以上、反対の取り消しの該当に十分値する。これをまた出してきたなんていう、そのこと自体、ちょっと疑問なんですけども、これは明確にもう取り消しの該当者で、これを再度してくるなんていうことには反対です。不適格で反対ということで反対討論とします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

2番善養寺孝議員。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 2番善養寺です。

賛成討論を行います。

不愉快な思いをした子どもさんや保護者の方が確かにおられると思いますが、学童に行って安心して働けるという人もいます。そう考えると、4月から学童保育所が開設されないことがある場合、多くの子どもさんや保護者が困ることになります。また、指導員が急に変わることによって、子どもの精神状態に影響することも考えられます。誰のための学童保育かということをよく考えて、指定管理者指定の議案に賛成いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について、原案のとおり賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 賛成5人。賛成少数です。

よって、本案は否決されました。



◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日付議された案件は全て終了しましたので、平成31年第1回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 川 田 敏 彦

榛東村議会議員 小 野 関 治 義